



4伊教学第340号
令和4年5月27日

伊達市立各小・中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（依頼）
このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり依頼がありました。

ついては、貴職下職員に周知するとともに、下記のとおり対応願います。
特に、これから夏季を迎えるに当たり、熱中症予防の観点から適切に対応するよう願います。

記

1 体育、保健体育の授業において

- (1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、マスクの着用は必要ない。
その際、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。ただし、活動場所までの移動の際には、マスクを着用する。

2 運動部活動において

- (1) 上記1に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。
- (2) 以下の場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
- ① 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリア利用時
 - ② 部活動前後での集団での飲食や移動時
 - ③ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時

3 登下校時において

- (1) 熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先することから、マスクの着用は必要ない。自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童生徒には、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかける。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについて併せて指導する。
- (2) スクールバスや公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する。

4 その他

- (1) マスク着用に係る今回の変更について、児童生徒、保護者に丁寧な説明を行う。
- (2) マスク着用を希望する児童生徒に対しては、熱中症対策を十分講じた上で、適切な配慮を行う。

(事務担当 学校教育課 主幹兼指導主事 芳賀沼真由美 電話 573-5833)



4伊教学第338号
令和4年5月27日

伊達市立各小・中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等
について（依頼）

このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり依頼がありました。

については、貴職下職員に周知するとともに、下記のとおり対応願います。

記

1 マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内	屋 外	屋 内	屋 外
会話を行う	着用を推奨する	<u>着用の必要は</u> <u>ない</u>	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど 行わない	<u>着用の必要は</u> <u>ない</u>	<u>着用の必要は</u> <u>ない</u>	着用を推奨する	<u>着用の必要は</u> <u>ない</u>

(マスクは不織布マスクを推奨)

2 その他

- (1) マスク着用の詳細については、令和4年5月27日付け4伊教学第340号「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（依頼）」を参照の上、適切に指導願います。
- (2) 身体的距離が確保できる屋内でマスクを着用しない場合には、会話を行わないよう指導を徹底願います。
- (3) 健康観察表等を活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底願います。

(事務担当 学校教育課 主幹兼指導主事 芳賀沼真由美 電話 573-5833)